

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第39号（平成27年6月9日、3回目の認定決定）

医療法人 圭良会（まんのう町）



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 231人（うち女性 181人）

◆計画期間 平成23年11月1日から平成27年3月31日

[両立支援に関する制度]

○育児休業は子が3歳に達するまで利用でき、積立年休がある職員は、1年間に5日を限度に育児休業を有給とすることができます。

○子の看護休暇は子が小学校6年生までを対象とし、積立年休がある職員は、1年間に5日を限度に有給とすることができます。

○妊娠、出産及び育児のためにやむを得ず退職した職員が希望すれば復職できる再雇用制度を導入しています。

[子が生まれる際の父親休暇取得促進]

○子どもが生まれる際の父親の休暇について、ポスター掲示等で取得促進を図った結果、計画期間中の対象者8人のうち4人が取得しました。

[事業所内保育施設の運営]

○「ひまわり託児所」を設置し運営しています。小学校入学前までの子を対象とし、夜間保育も行っています。

[両立しやすい職場づくりに関する取組]

○両立支援推進委員会を設置し、ワーク・ライフ・バランスを考えた職場づくりを推進しています。

○年次有給休暇について、両立支援推進委員会や全体運営会議で定期的に取得実績、前年対比を示すなど取得の促進を図っています。

[計画期間中の育児休業取得状況]

○計画期間内に、男性労働者は3名が育児休業を取得しました。

女性労働者は20名が育児休業を取得し、育児休業取得率は95%です。

企業からひとこと

当法人は、永生病院をはじめ、他の介護事業所も女性職員が6～7割を占める職場です。ワーク・ライフ・バランスを取り入れ、専門職として生き生きとスキルアップできる風土作りを実践し、3回の認定を受けることができました。



ひまわり託児所

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>